

資料 2

2食産第3912号

令和2年11月9日

日本農林規格調査会長 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



日本農林規格の制定等について（諮問）

下記1に掲げる日本農林規格については制定を行う必要があることから、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第3条第4項の規定に基づき、下記2及び3に掲げる日本農林規格については改正を行う必要があることから、同法第5条において準用する第3条第4項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

【制定】

- 1 接着たて継ぎ材の日本農林規格

【改正】

- 2 しょうゆの日本農林規格（平成16年9月13日農林水産省告示第1703号）
- 3 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）